



国産小麦産地生産性向上事業の概要

外国産小麦から国産小麦への切替えを推進するため、
小麦の単収や品質の向上、生産拡大を支援します！



農林水産省
令和4年5月

事業の趣旨

- 小麦の国際相場は、北米産の不作等に加えて、ロシアのウクライナ侵攻により両国からの小麦等の供給懸念が高まったことで、高水準での不安定な動きとなっています。小麦の国内需要の大半を輸入に依存している我が国においては、国際的な供給懸念や価格高騰の影響を受けやすい構造にあり、食品関連企業においても、原料を外国産から国産に見直す気運が高まっています。
- 本事業では、この機会をとらえ、外国産麦から国産麦への切り替えを推進するため、生産性の向上に必要な営農技術及び機械の導入を支援するとともに、これらと同時に生産拡大を推し進めることにより、産地の生産体制を強化し、国産麦の安定的な供給体制の構築を図ることを目的とします。

対象作物

- 水田に作付ける令和5年産**小麦**及び**大麦**
 - ・ 麦の生産拡大を推し進めるには、活用されていない冬場の水田において、**水田裏作として、新たな麦の作付けを支援**することが有効。
 - ・ 大麦は、小麦の代替使用ができることから、支援対象に含めます。

採択要件

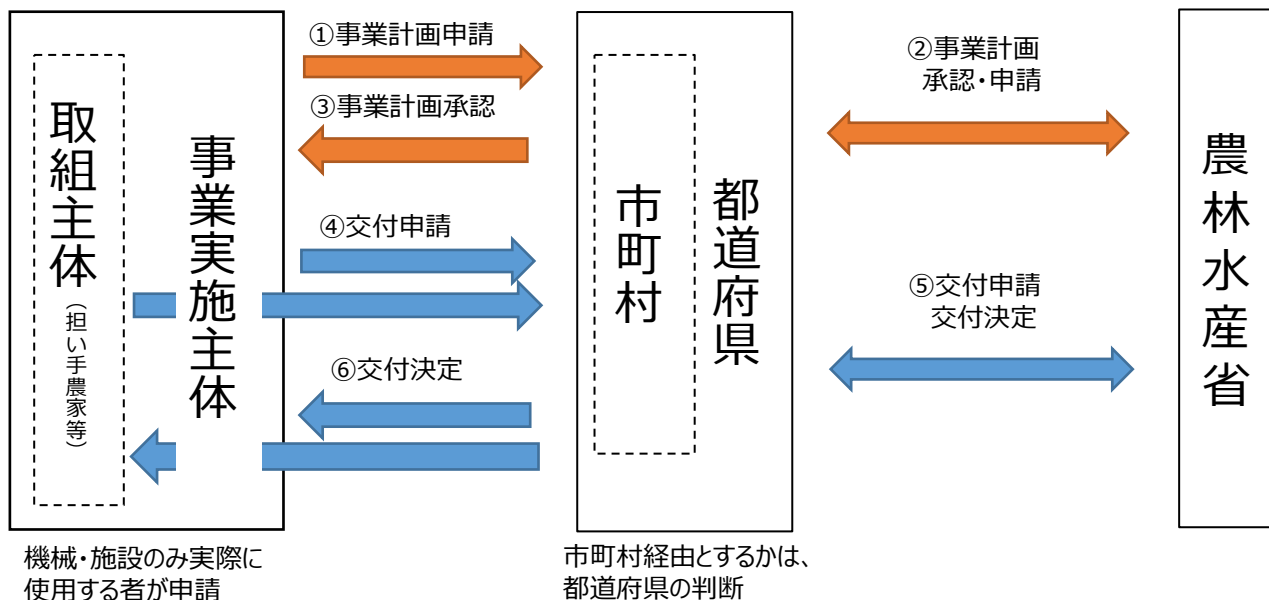
- **作付けの団地化**に向けた取組を行うこと。
- 団地化率の向上、単収向上、作付面積拡大等の**成果目標を設定**すること。

支援内容

- 地域農業再生協議会や農業者団体への支援
 - 1 **団地化に向けた話し合い等の支援**（定額）
 - 2 **営農技術導入支援**（最大15,000円/10a）
 - 3 **機械・施設の導入支援**（1/2以内）
 - 4 **生産拡大支援**（10,000円/10a）
※ 2 or 3 に取り組む場合に限ります。
- 都道府県、市町村への支援

麦の生産拡大の推進に必要な実需者との意見交換会の開催、技術指導マニュアルの作成等を支援。（1/2以内）

事業スキーム



支援内容の詳細

1 団地化に向けた話し合い等

事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を、上限額の範囲内で支援します。

○支援の上限額

50ha未満	: 50万円まで
50ha以上150ha未満	: 100万円まで
150ha以上	: 150万円まで

○対象となる必要経費

- ・ 会議の開催及び出席に要する経費
- ・ ほ場状況の把握等要する経費（日当、時間外手当、消耗品費等）
- ・ 団地化に必要なほ場改修・点検に要する経費（排水柵の修繕に係る役務費、物材費等。他事業で実施するものを除く。）
- ・ 試行的団地拡大に要する経費（地代等）
- ・ 技術習得等の研修に要する経費
- ・ 衛星写真等の購入に要する経費
- ・ 農業コンサルタント等への相談に要する経費
- ・ 団地化地図のデジタル化に要する経費 など

2 営農技術導入

国産小麦等の安定供給に向けた生産性向上のために取り組む以下の営農技術の導入に対し、取組面積に応じて、最大15,000円/10aを支援します。

なお、これら営農技術を新たに導入する場合は、優先的にポイントが加算されます。

○対象となる営農技術等

以下の中から15,000円/10aを上限に技術を選択

- (1) 湿害対策技術 (2,000円/10a) ※ 最大2つの技術導入支援を受けることが可能
弾丸暗渠施工、心土破碎、深耕等によるほ場の排水性を改善する技術
- (2) 高度湿害対策技術 (3,000円/10a)
無材穿孔暗渠、有材補助暗渠によるほ場の排水性を改善する技術
- (3) 効率的播種技術 (5,000円/10a)
耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培技術
- (4) 先進技術 (10,000円/10a)
スリット成形播種技術、カットブレーカーによる幅広型心土破碎
- (5) 土壌診断 (5,000円/10a)
pH、N、P、Kの分析を行い、最適な施肥設計、土壌改良等を行う取組
- (6) 小麦等の品種に応じた最適な追肥 (3,000円/10a)
生育中後期の追肥を重点化するなど、最適な施肥配分を見直す取組
- (7) 需要に応じた新品種の導入 (7,500円/10a)
需要に応じた生産拡大に向けて、需要のある品種や収量性・加工適性に優れた品種を導入する取組
- (8) 畑地化に向けた新たな輪作体系の確立 (7,500円/10a)
水田の畑地化に向け、新たな輪作体系を確立するために、畑作物を新規導入する取組
- (9) 土壌改良材や有機資材等を活用した土づくりの推進 (3,000円/10a)
ほ場の状況に応じた酸度矯正資材や有機資材等を施用する取組
- (10) 化学肥料の低減 (1,000円/10a)
化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下にするとともに、前作よりも1割以上低減する取組
- (11) 化学農薬の低減 (1,000円/10a)
化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下にするとともに、前作よりも1割以上低減する取組
- (12) ドローンによる生産の高度化・省力化 (5,000円/10a)
ドローンを利用した広域的な農薬・肥料散布、は種、ほ場センシング技術
- (13) ブロックローテーションに係る取組 (4,500円/10a)
地域で取り組むブロックローテーションに係る畦抜き、畦塗り等の取組
- (14) 裏作麦の導入に係る品種転換等による作付体系の確立 (3,500円/10a)
水田において新たに裏作麦を作付けることに伴う、表作の品種転換等の取組
- (15) 地域特認技術 (上限15,000円/10a)
地域の環境や農業の実態等を踏まえて設定した営農技術

3 機械・施設の導入（補助率1/2以内）

50万円以上5,000万円未満の下記の機械等を対象とします。なお、リース導入の場合、リース期間は2年以上で法定耐用年数以内の物のみ対象とします。

○対象となる機械・施設

高速播種機、農業用ドローン、コンバイン、乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機）、ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ及びこれらの作業機械を牽引するために必要なトラクター など

4 生産拡大（10,000円/10a）

営農技術導入、機械・施設の導入と併せて、国産麦の生産を拡大する場合に、作付けの増加面積に応じて10,000円/10a助成します。

5 地方公共団体等推進費（補助率 1 /2以内）

都道府県・市町村において、生産拡大を推進するために必要な会議・研修会の開催、技術指導マニュアルの作成、実需者との意見交換会等に係る経費について支援します。

採択

本事業では、限られた予算の範囲内で効率的な執行を図るため、採択に当たっては、ポイント制を採用しています。次のページの「A 団地化」、「B 生産拡大」及び「C 加算」の区分にあるポイントの合計値により順位付けを行い、ポイントの高い事業実施主体から採択します。なお、同ポイントの場合は事業費の低い方を優先的に採択します。

（留意点）

- 「A 団地化」及び「B 生産拡大」の各区分から成果目標を一つずつ選択し、「C 加算」の区分に該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算します。
- 現状値は、原則、事業実施年度の前年度とします。
- 次の事項に該当する事業計画は不採択となります。
 - ・ 区分 A 及び区分 B の成果目標ポイントの合計が 0 ポイントの場合
 - ・ 成果目標ポイントの合計が15ポイントに満たない場合

成果目標の基準とポイント

A 団地化（①、②のうちどちらかひとつを選択）			
① 団地化率の向上 * 1 団地化率（作付面積に占める団地化の取組を実施した作付面積）が現状より向上。		② 団地化面積の向上 事業実施地域において新たに団地化する面積の水田面積に占める割合	
10P以上	10P	5%以上	10P
8P以上	8P	4%以上	8P
6P以上	6P	3%以上	6P
4P以上	4P	2%以上	4P
2P以上	2P	1%以上	2P
1P以上	1P		
B 生産拡大（③、④のうちどちらかひとつを選択）			
③ 作付面積の拡大 作付面積が現状値と比較して増加。		④ 単収の増加 単収が現状値と比較して増加	
10%以上	20P	20%以上	20P
8%以上	16P	16%以上	16P
6%以上	12P	12%以上	12P
4%以上	8P	8%以上	8P
2%以上	4P	4%以上	4P
C 加算（複数選択可）			
⑤ 需要に応じた品種への転換 実需者と事前契約を結び新規に導入する品種の作付面積が当該作物の作付面積に占める割合の増加。		⑥ 労働時間の削減 10a当たり労働時間を現状値と比較して削減。	
20%以上	5P	15%以上	5P
16%以上	4P	13%以上	4P
12%以上	3P	11%以上	3P
8%以上	2P	9%以上	2P
4%以上	1P	7%以上	1P
⑦ 5年以内の麦ほ場の畑地化を目指した事業計画を策定			10P
⑧ 団地化率が80%以上			5P
⑨ 麦の作付面積に占める基幹作麦の割合が80%以上			10P
⑩ 食品製造事業者が求める国産麦を生産するための栽培管理や品質分析			5P
⑪ 本事業の対象となる営農技術等のうち一つ以上を新規に導入 * 2			20P

* 1：団地化率＝「事業実施地域の交付対象水田において団地化の取組を実施した麦の作付面積」÷
「事業実施地域の交付対象水田における小麦等の作付面積」

* 2：取組主体において、構成員の半数以上が新たに取組む場合を対象とし、確認に当たっては、都道府県が本事業の要望調査時に提出する「（別紙様式1）令和4年度予備費国産小麦産地生産性向上事業要望報告表」により確認するものとする。

問い合わせ先

農林水産省 農産局穀物課	全国	03-6744-2108
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 山梨、長野、静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、 愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6222
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653

農林水産省 農産局 穀物課 麦生産班

 03-6744-2108

 農林水産省
www.maff.go.jp

